は、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

㈡　工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

④　上記②、③㈠の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号、平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）又は「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

⑹　所有権移転企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる本施設の所有権移転業務を実施する者は、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

⑺　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者は、次の①から③の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

②　平成26年度以降に完了した、国又は地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務、又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として平成26年度以降公示日までに施設を引渡済みの事業での維持管理業務の実績を有すること。

③　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」又は「維持修繕」に認定されている者であること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

３　入札手続き等

⑴　担当部局　内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係　住所：〒900―0006 那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館　ＴＥＬ：098―866―0031（代表）（内線）2526、2527

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　交付期間：令和６年10月21日から令和６年11月20日までの「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第31号）第１条１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日９時00分から17時00分まで。

交付場所及び方法：上記⑴で書面により交付するので、あらかじめ連絡すること。記録媒体（ＣＤ―Ｒ）を⑴に持参すること。

⑶　第一次審査資料の受付　提出期間：令和６年10月22日から令和６年11月20日までの休日を除く毎日９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所：⑴の担当部局

提出方法：データを記録したＣＤ―Ｒを、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着。）すること。電送による提出は認めない。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出　提出期間：令和６年12月25日から令和７年１月15日までの休日を除く毎日９時00分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所：⑴の担当部局

提出方法：入札書は紙、第二次審査資料はデータを記録したＣＤ―Ｒを、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着。）すること。電送による提出は認めない。

⑸　開札　日時：令和７年２月19日11時00分（予定）

場所：〒900―0006 那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館 沖縄総合事務局管理課入札室

４　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び本事業に関する第二次審査資料をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の⑵によって得られる内容点と価格点の合計（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

①　事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。

②　事業提案のうち沖縄総合事務局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点665点）を付与する。

③　賃上げの実施に関する項目（内容点項目）として内容点（最高点35点）を付与する。

④　入札価格が最低である者を第１位とし、価格点の満点である300点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第１位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。

⑤　上記⑴において、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　免除する。

⑶　契約保証金　納付する。

沖縄総合事務局は、事業契約に基づいてＳＰＣ又は事業者が実施する本事業の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、以下の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、調査・設計費、工事費、工事監理費、所有権移転費及び調整費（設計段階・工事段階）に相当する合計額の10分の１以上とする。

①　会計法第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付。

②　会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供として次に掲げるもの。

㈠　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。

㈡　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供として次に掲げるもの。

㈠　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

⑷　入札の無効

①　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札。

②　委任状を持参しない代理人のした入札。

③　入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者のした入札。

④　入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札。

⑤　記名押印を欠く入札。

⑥　金額を訂正した入札。